

一般教育訓練給付 準中型自動車講座

(普通自動車MT免許所持)

雇用保険の一般被保険者または一般被保険者であった方(注)が、厚生労働大臣指定のこの講座を受けると、支払った教育訓練経費の2割に相当する額(上限10万円)をハローワークから支給されるもので、雇用の安定と再就職の促進を目的としております。



講座内容は

適性検査 1 時限
第1段階技能教習 最低4時限
修了検定合格
第2段階技能教習 最低9時限
学科教習 1 時限
卒業検定合格

で卒業証明書を発行します。

最低 13 時限の技能教習なら、

卒業検定も含めて最短9日での卒業が可能です。

準中型免許は 18歳で取得可能です。運転免許センターでは、学科試験や技能試験はありませんし、深視力などの適性試験合格で即日免許証が交付されます。

準中型自動車免許は、車両総重量 7.5 t 未満の車、最大積載量 4.5 t 未満の車 が運転できるようになります。主に運送業や土木・建設業の方が、運転をするために取得されています。

現有免許	教習料金	給付金対象金額	給付金支給予定金額	実質自己負担金額	
普通自動車 MT	¥148,050	¥125,400	¥25,080	¥122,970	10% 税込

令和4年4月時点

教習料金には教習課程を最短で修了するために必要な料金が全て含まれております。

(補習料金や検定料金、写真代や証明書作成料は給付の対象になりません。)

詳しくは教習料金表をご覧ください。当校ホームページにも掲載しています。

教育訓練修了後1カ月以内に、ご自身の住所を管轄するハローワークで給付金の支給申請手続きが必要です。(期限を過ぎますと給付が受けられなくなります。)

(注) 受給対象者になるには条件があります。ご不明の方はハローワークにお問い合わせください。

ホームページはこちら → <http://www.sanjo-ds.co.jp>



三条市東大崎1丁目18-71

三条自動車学校

SANJO
大崎

☎ (0256) 38-3808